

おがさわら人とペットと野生動物が共存する島づくり協議会
令和6年度収支予算

単位:円

科目	細目	4年度 決算額	5年度 予算額	5年度 決算額	6年度 予算額	5,6年度 予算額比較	備考
収入の部	前年度繰越	12,516,798	11,298,599	11,298,599	6,786,587	△ 4,512,012	H30:3,789千円、R1:5,708千円、R2:8,587千円、R3:10,198千円、R4:12,516千円、R5:11,298千円 ※1
	負担金及補助金	12,000,000	10,000,000	10,000,000	12,000,000	2,000,000	小笠原村運営費負担金(R2まで運営費補助金)※1 H29:7,449千円、H30:8,500千円、R1:9,000千円、R2:12,000千円、R3:12,000千円、R4:12,000千円、R5:10,000千円
	手数料収入	6,769,193	7,190,000	5,132,838	5,132,838	△ 2,057,162	ペット診療手数料ほか H29:7,049千円、H30:6,654千円、R1:8,244千円、R2:7,192千円、R3:7,232千円、R4:6,769千円、R5:5,132千円
	その他収入	177,958	177,958	314,220	156,320	△ 21,638	狂犬予防注射集合接種委託費144,000円(R6・66,320円)、マジン収入89,949円、中退共掛金返還金14,000円(R6なし)、ノコ用マイクロチップ66,220円(R6なし)、預金利子61円
	合計	31,463,949	28,666,557	26,745,657	24,075,745	△ 4,590,812	

科目	細目	4年度 決算額	5年度 予算額	5年度 決算額	6年度 予算額	5,6年度 予算額比較	備考
人件費	給与(獣医師)	5,600,308	5,979,260	5,611,822	5,724,058	△ 255,202	
	給与(愛玩動物看護師)	4,888,019	5,037,204	4,654,277	4,747,362	△ 289,842	
	賃金(用務員、獣医師補助員)	44,520	316,800	34,725	388,800	72,000	R5:用務員1か月13.5時間、獣医師補助員3か月13.25時間雇用 R6:用務員1日3時間週2回、316,800円、獣医師補助員2回4時間、72,000円を雇用。
	福利厚生費	1,884,289	1,908,574	2,178,274	2,221,839	313,265	社会保険料、労働保険料、中小企業退職金共済掛金、健康診断料
	小計	12,417,136	13,241,838	12,479,098	13,082,059	△ 159,779	
事務費	事務用品費	127,993	127,993	112,899	112,899	△ 15,094	プリンター、文具、書籍ほか
	手数料	36,380	36,380	26,980	26,980	△ 9,400	振込手数料ほか各種手数料
	その他事務費	39,140	22,140	21,040	31,370	9,230	賠償責任保険、傷害保険 R6傷害保険は獣医師、愛玩動物看護師、獣医師補助員、用務員の4名分
	小計	203,513	186,513	160,919	171,249	△ 15,264	
事業費	旅費	830,334	872,280	1,467,760	792,960	△ 79,320	決算:管外獣医師1回127,460円。管内各11回431,260円。赴任旅費768,372円。ノコ内地搬送幹事付添い2回140,668円。 予算:管内各12回19,700円×24回=472,800円 管外各1回160,080円×2回=320,160円。
	特別旅費・報償費	1,021,925	1,021,925	819,045	202,595	△ 819,330	東京都獣医師会招聘費用 第1回:獣医師3名 616,450円、第2回:獣医師1名202,595円
	通信費	361,808	361,808	370,636	349,595	△ 12,213	決算:検体等送料31,508円、対処室電話料金118,606円、Zoom利用料33,000円、ノコロジックHPドメイン料20,780円、ノコ搬送等(13頭分)97,688円、硫黄島ノコ内地移送22,000円。着ぐるみ輸送費47,054円 予算:電話料金97,565円
	印刷製本費	104,500	0	0	0	0	
	委託費	49,500	0	630,300	630,300	630,300	対処室清掃:18,700円×2回=37,400円 医療廃棄物処理:200容器3,850円×4個=15,400円 島内譲渡ノコ一時飼養:3,850円×150日=577,500円
	消耗品費	2,110,070	1,704,883	1,750,085	1,750,085	45,202	薬品・資材等購入費、検査費用等
	機器整備・メンテナンス費	1,123,940	290,460	387,260	67,980	△ 222,480	レントゲンス料、機器整備メンテナンス レントゲンス料222,480円(7月分まで)+67,980円(以降年額)=290,460円。エアコン等清掃点検96,800円
	報償費	528,000	528,000	528,000	528,000	0	税理士報酬 決算:決算資料作成報告報酬330,000円、顧問会計士報酬16,500円×12=198,000円
	法人税费等	667,500	667,500	236,400	236,400	△ 431,100	※2
	減価償却費	198,938	198,938	487,999	220,579	21,641	R5購入一括償却分:パソコン119,800円、輸液ポンプ147,620円
	その他事業費	548,186	353,285	641,568	353,285	0	オコウリ搬送経費563,888円 狂犬病予防接種委託費返金77,680円 予算:IBO寄附金353,285円。
	雑損失	0	0	0	0	0	
	小計	7,544,701	5,999,079	7,319,053	5,131,779	△ 867,300	
人件費・事務費・事業費合計		20,165,350	19,427,430	19,959,070	18,385,087	△ 1,042,343	
次期繰越金		11,298,599	9,239,127	6,786,587	5,690,658	△ 3,548,469	
合計		31,463,949	28,666,557	26,745,657	24,075,745	△ 4,590,812	

※1 繰越金、村負担金に係る小笠原村からの提案について
繰越金は、協議会の予算規模から鑑み、急な機器の修繕・購入や事業の増加、その他緊急事態に対応するため500万円程度としてはどうか。繰越金が500万円程度になるまで村負担金は1,000万円としたい。

※2 法人税の算定について
野生鳥獣・ノコ診療を非課税対象事業、ペット診療を課税対象事業とする。非課税対象事業と課税対象事業を診療回数割合で按分する。村負担金についても、診療回数割合で非課税対象と課税対象に按分される。按分した結果、課税対象収入額が課税対象支出額を上回っている場合は課税所得となる。なお、課税所得が発生しない場合であっても法人住民税均等割として70,000円が課税される。